

【中国】ネットワークデータ安全管理条例の制定

海外立法情報課 湯野 基生

* データ安全法等の法律を補う行政法規として、2024年9月、ネットワークデータ安全管理条例が制定された。個人情報、重要データの保護、国外提供等に関する規定が整備された。

1 背景と経緯

中国では、2016年にネットワーク安全法¹が、2021年にデータ安全法及び個人情報保護法²が制定され、関係分野の基本的な法律が整備された。これらの法律を補う国務院の行政法規として、ネットワークデータ安全管理条例の制定が、2021年から国務院の立法計画に盛り込まれ、国務院ネットワーク主管部門で草案が作成された。その後、本条例は、2022年以降に制定された下位規則の規定³等も取り入れて、2024年9月24日に公布、2025年1月1日に施行された⁴。

2 概要

(1) 制定目的及び適用範囲

本条例は、ネットワークデータ⁵（以下「ネットデータ」）について、その処理活動を規制し、合理的、効果的な利用を促進し、個人・組織の権利利益、国の安全及び公共の利益を保護するため制定される（第1条）。中国国内のネットデータ処理及びその安全管理のほか、中国国内の自然人の個人情報に対する国外でのネットデータ処理に適用される（第2条）。

(2) 一般規定

ネットデータ処理者に対し、個人情報や重要データ⁶を他の処理者に提供し、又は委託する場合の義務（第12条）、ネットデータの処理が国の安全に影響し得る場合に国家安全審査⁷を受ける義務（第13条）、国の機関等へのサービス提供、公共サービスの運営等を行う場合の義務

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年1月14日である。中国の法律及び行政法規の原文は、国家法律法規データベース（「国家法律法規数据库」<<https://flk.npc.gov.cn/index.html>>）から閲覧した。

¹ 「中华人民共和国网络安全法」2016年11月7日公布、2017年6月1日施行。中華人民共和国主席令第53号。

² 「中华人民共和国数据安全法」2021年6月10日公布、同年9月1日施行。中華人民共和国主席令第84号；湯野基生「【中国】データ安全法の制定」『外国の立法』No.289-1, 2021.10, pp.30-31. <<https://doi.org/10.11501/11767245>>; 「中华人民共和国个人信息保护法」2021年8月20日公布、同年11月1日施行。中華人民共和国主席令第91号；同「【中国】個人情報保護法の制定」『外国の立法』No.289-2, 2021.11, pp.8-9. <<https://doi.org/10.11501/11863393>>

³ 例えば、ネットワーク安全審査規則（「网络安全审查办法」2022.1.4. 中国网信网 <https://www.cac.gov.cn/2022-01/04/c_1642894602182845.htm>）、データ越境移転促進及び規制規定（「促进和规范数据跨境流动规定」2024.3.22. 中国网信网 <https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c_1712776611775634.htm>）等が制定されている。

⁴ 「网络数据安全管理条例」国務院令第790号。全9章64か条から成る。第1章：総則（第1条～第7条）、第2章：一般規定（第8条～第20条）、第3章：個人情報保護（第21条～第28条）、第4章：重要データの安全（第29条～第33条）、第5章：ネットワークデータの越境の安全管理（第34条～第39条）、第6章：ネットワークプラットフォームサービス提供者の義務（第40条～第46条）、第7章：監督・管理（第47条～第54条）、第8章：法的責任（第55条～第61条）、第9章：附則（第62条～第64条）。

⁵ ネットワークを通じて処理・生産される各種電子データをいう。処理とは、収集、保存、使用、加工、送信、提供、公開、削除等であり、処理者とは、処理の目的及び方法を自ら決定できる個人又は組織をいう（第62条）。

⁶ 特定分野、集団若しくは地域に係り、又は一定の精度及び規模を有する電子データであって、損害等を受けると、国の安全、経済運営、社会の安定等に直接の危害及び得るものをいう（第62条）。データ安全法第21条では、データを重要性の高い順に、国家核心データ、重要データ及び一般データに区分することが規定されていた。

⁷ 国家安全法（「中华人民共和国国家安全法」2015年7月1日公布、施行。中華人民共和国主席令第29号）第59条等に定めるほか、ネットワーク安全審査規則（前掲注(3)）は、重点的に審査する内容（第10条）等を定める。

(第16条)、ネットデータの自動収集等を行う場合の義務(第18条)等が定められた。国の機関に対し、データ等の加工を外部委託する場合の受託者監督義務等(第15条)が定められた。

生成AIサービスについて、その提供者は、(AIによる学習用)訓練データ及びその処理に対する安全管理⁸を強化し、リスク防止等の措置を講じることが義務付けられた(第19条)。

(3) 個人情報

個人情報保護法の規定を補い、ネットデータ処理者が策定する個人情報処理方針が含むべき内容(第21条)、個別同意⁹に基づく個人情報処理を行う上で遵守すべき規定(第22条)、個人情報の移転の申立てが有しているべき正当な要件(第25条)等について、具体的な内容が列挙された。また、ネットデータ処理者に対し、自動収集された不必要又は同意のない個人情報等に対する削除又は匿名化处理¹⁰が義務付けられた(第24条)。

(4) 重要データ

データ安全法の規定を補い、重要データ処理者が果たすべき安全保護責任(第30条)、重要データの処理前に行うべきリスク評価の重点的内容(第31条)及び処理後に公開すべき報告書に記載すべき内容(第33条)について、具体的な内容が列挙された。また、1千万人以上の個人情報を扱う処理者に対し、重要データ処理者と同様に、第30条及び第32条(事業継続が不可能となった場合の安全措置義務)の規定の遵守が義務付けられた(第28条)。

(5) データの国外提供

個人情報保護法の規定を補い、データ処理者が個人情報を国外に提供できる場合として、緊急状態の下での自然人の生命、健康及び財産の保護に必要である場合等が追加された(第35条)。中国国内で生産された重要データを国外提供するデータ処理者に対し、国のネットワーク情報部門による安全評価¹¹をクリアし(第37条)、個人情報や重要データを国外提供する場合は、安全評価で認められた目的、方法等の範囲で行う(第38条)ことが義務付けられた。

(6) プラットフォームサービスに対する規制

プラットフォームに参加するサードパーティが負う安全保護義務について、プラットフォームサービスの提供者が、規則や契約等により明示すべきこととされた(第40条)。特に大型プラットフォーム¹²サービスの提供者に対し、情報保護の社会的責任に係る報告書の公開(第44条)、国外提供データの安全リスク管理(第45条)を義務付け、脅迫等の不法な手段によるデータ処理、利用者への正当な理由のないデータ利用制限、差別待遇等を禁止した(第46条)。

(7) 罰則

本条例の一般規定等に定める義務に違反したネットデータ処理者に対し、各主管部門が是正を命じ、警告を行い、違法所得を没収し、情状の重い場合等には、100万元¹³以下の過料とする(第55条)ほか、同処理者が国家安全審査を受けない場合(第56条)、重要データの保護に関する規定に違反した場合(第57条)についても、罰則が定められた。

⁸ 生成AIサービス管理暫定規則(「生成式人工智能服务管理暂行办法」2023.7.13. 中国网信网 <https://www.cac.gov.cn/2023-07/13/c_1690898327029107.htm>)は、事前学習、微調整等の訓練データ処理(第7条)等を義務付ける。

⁹ 中国語原文は「单独同意」。個人が、その個人情報の特定の処理に与える具体的、明確な同意をいう(第62条)。

¹⁰ 個人の特定及びその個人情報の復元を不可能にするためのデータ処理をいう。

¹¹ データ国外提供安全評価規則(「数据出境安全评估办法」2022.7.7. 中国网信网 <https://www.cac.gov.cn/2022-07/07/c_1658811536396503.htm>)は、安全評価が必要なデータ(第4条)、被評価者の提出書類(第6条)等を定める。

¹² 5千万人以上の登録ユーザ又は1千万人以上のアクティブユーザを有し、業務形態が複雑で、そのネットデータ処理活動が国の安全、経済運営、国民生活に重要な影響を及ぼす者をいう(第62条)。

¹³ 1人民元は約21.4円(令和7年1月報告省令レート)。